

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分			注					注	
			入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	大学病院等	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (967 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	
			要介護2 (1031 単位)						
		要介護3 (1095 単位)							
		要介護4 (1159 単位)							
		要介護5 (1223 単位)							
		b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 (1072 単位)						
	要介護2 (1137 単位)								
	要介護3 (1200 単位)								
	要介護4 (1265 単位)								
	要介護5 (1328 単位)								
	一般病院	(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) 看護<4:1> 介護<4:1>	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (912 単位)					
			要介護2 (979 単位)						
		要介護3 (1047 単位)							
		要介護4 (1114 単位)							
		要介護5 (1180 単位)							
b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>		要介護1 (1018 単位)							
要介護2 (1085 単位)									
要介護3 (1151 単位)									
要介護4 (1220 単位)									
要介護5 (1286 単位)									
一般病院	(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(III) 看護<4:1> 介護<5:1>	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (884 単位)						
		要介護2 (950 単位)							
	要介護3 (1015 単位)								
	要介護4 (1080 単位)								
	要介護5 (1145 単位)								
b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 (990 単位)								
要介護2 (1055 単位)									
要介護3 (1121 単位)									
要介護4 (1186 単位)									
要介護5 (1250 単位)									
一般病院	(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV) 看護<4:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (869 単位)						
		要介護2 (933 単位)							
	要介護3 (997 単位)								
	要介護4 (1061 単位)								
	要介護5 (1125 単位)								
b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 (974 単位)								
要介護2 (1039 単位)									
要介護3 (1102 単位)									
要介護4 (1167 単位)									
要介護5 (1230 単位)									
一般病院	(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(V) 経過措置型	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (810 単位)						
		要介護2 (874 単位)							
	要介護3 (938 単位)								
	要介護4 (1002 単位)								
	要介護5 (1066 単位)								
b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 (916 単位)								
要介護2 (979 単位)									
要介護3 (1044 単位)									
要介護4 (1108 単位)									
要介護5 (1171 単位)									
(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)		(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (717 単位)						
		要介護2 (780 単位)							
要介護3 (845 単位)									
要介護4 (909 単位)									
要介護5 (973 単位)									
(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II) <多床室>	要介護1 (823 単位)								
要介護2 (886 単位)									
要介護3 (950 単位)									
要介護4 (1015 単位)									
要介護5 (1078 単位)									
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	大学病院等	(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <ユニット型個室>	要介護1 (1093 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×97/100
			要介護2 (1157 単位)						
		要介護3 (1221 単位)							
		要介護4 (1285 単位)							
		要介護5 (1349 単位)							
	b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <ユニット型準個室>	要介護1 (1093 単位)							
	要介護2 (1157 単位)								
	要介護3 (1221 単位)								
	要介護4 (1285 単位)								
	要介護5 (1349 単位)								
一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)	a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <ユニット型個室>	要介護1 (1038 単位)						
		要介護2 (1105 単位)							
	要介護3 (1173 単位)								
	要介護4 (1240 単位)								
	要介護5 (1306 単位)								
b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <ユニット型準個室>	要介護1 (1038 単位)								
要介護2 (1105 単位)									
要介護3 (1173 単位)									
要介護4 (1240 単位)									
要介護5 (1306 単位)									
注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)									
注 外泊時費用			入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定						
注 他科受診時費用			入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定						
(4) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)									